国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和７年８月８日
九　州　運　輸　局

自動車検査証の有効期間を伸長します

～令和７年８月の鹿児島県及び宮崎県の大雨被害を受けて～

令和７年８月の大雨による被害に伴い、鹿児島県及び宮崎県の一部地域（以下、「対象地域」*という。）に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和７年８月８日から同年８月１１日までの自動車について、令和７年８月１２日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

【対象地域*】

鹿児島県（鹿児島市、霧島市、姶良市、いちき串木野市、薩摩川内市、曽於市、日置市）※継続検査を受けることが困難なものに限る。

宮崎県　（都城市）

１．令和７年８月の大雨による被害に伴い、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、その使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第６１条の２の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○ 対象となる自動車（登録自動車及び検査対象軽自動車）

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和７年８月８日から８月１１日のもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和７年８月１２日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和７年８月１２日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが８月１２日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

２．なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

３．自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

（１）【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）

車室内側

（２）【電子車検証の場合】（車検証閲覧アプリ対応のＰＣ／スマートフォン等が必要になります。）

車検証閲覧アプリを起動させて、
ＩＣタグ記録情報をご確認下さい。

ＩＣタグの読み取り

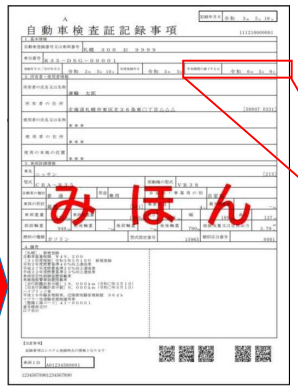

有効期間の満了する日	令和７年８月８日

電子車検証特設サイト

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/

（３）【紙の車検証の場合】

有効期間の満了する日	令和７年８月８日

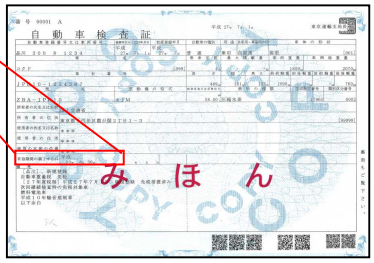

連絡先：
国土交通省　九州運輸局　自動車技術安全部
技術課　姉川、石原
TEL　092-472-2539

（参考１）参照条文

道路運送車両法（昭和２６年　法律第１８５号）（抜粋）

第６１条の２　国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

２　前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

（参考２）鹿児島運輸支局長の公示

（参考３）宮崎運輸支局長の公示

（参考２）

公　　示

道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第６１条の２の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和７年８月８日から８月１１日のものは、令和７年８月１２日をもって満了するものとする。

記

鹿児島市、霧島市、姶良市、いちき串木野市、薩摩川内市、曽於市、日置市
（※上記地域のうち継続検査を受けることが困難なものに限る。）

令和７年８月８日

九州運輸局　鹿児島運輸支局長

（参考３）

公　　示

道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第６１条の２の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和７年８月８日から８月１１日のものは、令和７年８月１２日をもって満了するものとする。

記

都城市

令和７年８月８日

九州運輸局　宮崎運輸支局長